

**[ 指定通所介護 ]**  
**重要事項説明書 2-1**

事業者：社会福祉法人 成和会

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
大阪府指定 第 2 7 7 4 9 0 0 8 2 9 号

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。緊急やむをえない場合は、要介護認定をまだ受けていない方（申請中の方）でもサービスの利用は可能です。

**1. 事業者**

- ( 1 ) 法人名                    社会福祉法人 成和会
- ( 2 ) 法人所在地            大阪府南河内郡河南町大字加納元南 1 7 番地
- ( 3 ) 電話番号                0 7 2 1 - 9 3 - 4 6 7 8
- ( 4 ) 代表者氏名            理事長 三木 義弘
- ( 5 ) 設立年月                昭和 6 0 年 1 0 月 2 5 日

**2. 事業所の概要**

- ( 1 ) 事業所の種類            指定通所介護事業所・平成 1 5 年 3 月 1 日指定  
大阪府指定第 2 7 7 4 9 0 0 8 2 9 号  
当事業所は特別養護老人ホーム喜志菊水苑に併設されています。
- ( 2 ) 事業の目的              介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。
- ( 3 ) 事業所の名称            喜志菊水苑デイサービスセンター
- ( 4 ) 事業所の所在地        大阪府富田林市喜志町 3 丁目 1 - 3 3
- ( 5 ) 電話番号                0 7 2 1 - 2 6 - 0 0 5 6
- ( 6 ) 事業所長（管理者）氏名    三木 義弘

(7) 当事業所の運営方針

ご契約者（利用者）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行ないます。

事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療または福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(8) 開設年月 平成15年3月1日

(9) 利用定員 30人（通常規模型事業所）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 富田林市、河南町、太子町、羽曳野市、堺市美原区

(2) 営業日及び営業時間 月曜日～土曜日午前9時～午後5時

（日曜日及び12月30日～1月3日は休日となります。）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

	管理者		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤		1	1	1	1	1	1			
非常勤							6			2

5. サービス内容

(1) 食事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）12：00～13：00

(2) 入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を利用して入浴することができます。

(3) 排泄

ご契約者の排泄の介助を行います。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに

必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(5) 送迎

ご契約者の希望により、ご自宅と施設との間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

(6) その他自立への支援

心身の活性化のため、バラエティにとんだ、レクリエーションや創作活動のメニューを用意し、明るく、楽しい雰囲気の中で、1日を過ごしていただきます。

## 6. 利用料金

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの利用料	6,298円	7,013円	8,174円	9,334円	10,494円	11,655円
介護保険適用時の1日あたりの自己負担額	630円	702円	818円	934円	1,050円	1,166円

### [ 加算料金 ]

- ・入浴介助加算 入浴介助を行った場合、1日につき518円。  
ただし、介護保険適用時の自己負担額は52円です。

### [ 介護保険の対象とならないサービス ]

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ・食費

食費（食材料費＋調理費）として、1食あたり500円となります。

- ・レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- ・日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（おむつ代等）

・介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、支給限度額を超えた分全額がご契約者の負担となります。

## 7. キャンセル料

ご契約者の都合でサービスを中止する時、下記のキャンセル料がかかる場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用当日午前 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無料
利用当日午前 8 時 30 分までにご連絡がなかった場合	利用料の 10% (自己負担相当額)

## 8. 支払い方法

毎月中頃に、前月分の請求書をお渡ししますので、14日以内に下記のいずれかの方法によりお支払いください。

- ア 利用者指定口座からの自動振替
- イ 現金支払い

## 9. 秘密の保持と個人情報の保護について

ご契約者及びその家族に関する秘密の保持と個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をするうえで知り得たご契約者及びその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。</li><li>・ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供できるものとします。</li><li>・サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、予め文書で同意を得た上で、ご契約者及びその家族の個人情報を用いることができるものとします。</li><li>・ご契約者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li></ul>
---------------------------------	--

## 10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中にご契約者に緊急の事態が発生した場合、ご契約者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	ご契約者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等氏名	
	住所及び電話番号	
	緊急連絡先の家族等氏名	
	住所及び電話番号	

## 11. 相談、苦情の受付について

苦情又は相談があった場合、ご契約者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、ご契約者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご契約者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

〔事業所の窓口〕	<p>特別養護老人ホーム喜志菊水苑 苦情相談受付係</p> <p>所在地 〒584-0005 大阪府富田林市喜志町3丁目1-33</p> <p>電話番号 0721-26-0056(代表) Fax 0721-26-0313</p> <p>受付時間 午前9時～午後6時</p>
〔市町村の窓口〕	<p>富田林市 保健福祉部 高齢介護課</p> <p>所在地 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号</p> <p>電話番号 0721-25-1000(代表) Fax 0721-20-2113</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時</p>
	<p>河南町 民生部 福祉保険室 高齢対策課</p> <p>所在地 〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1371番地 [河南町保健福祉センター(かなんぴあ)内]</p> <p>電話番号 0721-93-2500(代表) Fax 0721-90-3288</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時</p>
	<p>太子町 健康福祉部 福祉室 高齢介護係</p> <p>所在地 〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地</p> <p>電話番号 0721-98-0300(代表) Fax 0721-98-4514</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時</p>
	<p>羽曳野市 保健福祉部 高年介護課</p> <p>所在地 〒583-0857 大阪府羽曳野市誉田4丁目1-1</p> <p>電話番号 0729-58-1111(代表) Fax 0729-58-0212</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時</p>
	<p>堺市美原区 地域福祉課</p> <p>所在地 〒587-8585 堺市美原区黒山167-1(美原保健福祉総合センター内)</p> <p>電話番号 072-361-1881(代表) Fax 072-362-7532</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時</p>
	公的団体の窓口

## 12. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	平成 年 月 日
-----------------	----------

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府南河内郡河南町大字加納元南17番地
	法人名	社会福祉法人 成和会
	代表者名	理事長 三木 義弘 印
	事業所名	喜志菊水苑デイサービスセンター
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

契約者 (利用者)	住所
	氏名 印

代理人	住所
	氏名 印

# 指定通所介護

## 重要事項説明書 2-1

社会福祉法人 成 和 会

喜志菊水苑デイサービスセンター